

「行政改革大綱 2021」策定の基本方針

1 「行政改革大綱 2021」を策定する必要性

1 行政改革推進の必要性

地方分権が進展する中、住民に身近な行政は、基礎自治体である市町村が自主的・主体的に運営することが求められています。そのため、本市では、地方自治法で掲げられている「最小の経費で最大の効果」を挙げるため、これまでも、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性の向上を目指した行政改革の推進に取り組んで参りました。

今後、人口減少による市税の減収、少子・超高齢社会の到来による社会保障費の増加により、本市の財政状況は一層厳しくなることが予想され、また、新型コロナウイルスの世界的な流行など、これまで想定していなかったような想像を大きく超える時代の潮流が取り巻く中、持続可能な自治体経営を実現していくためには、引き続き、限られた財源の中で、行政サービスの最適化を目指すとともに、これまでの手法にこだわらない、柔軟な考え方のもと、行政改革を進めていく必要があります。

2 これまでの行政改革の取組み

本市では、昭和60年度の「第1次行政改革大綱」の策定以降、行政改革に取り組んできました。平成28年度策定の「新居浜市行政改革大綱 2016」では、【権限】【財源】【人間】の3つのゲンを強化する視点に基づき、地方分権に対応できる行政運営、市民目線による行政サービスの向上、持続可能な財政運営、将来の財政負担の軽減、職員の意識改革、市民との協働の推進を目指した行政改革を進めてきました。

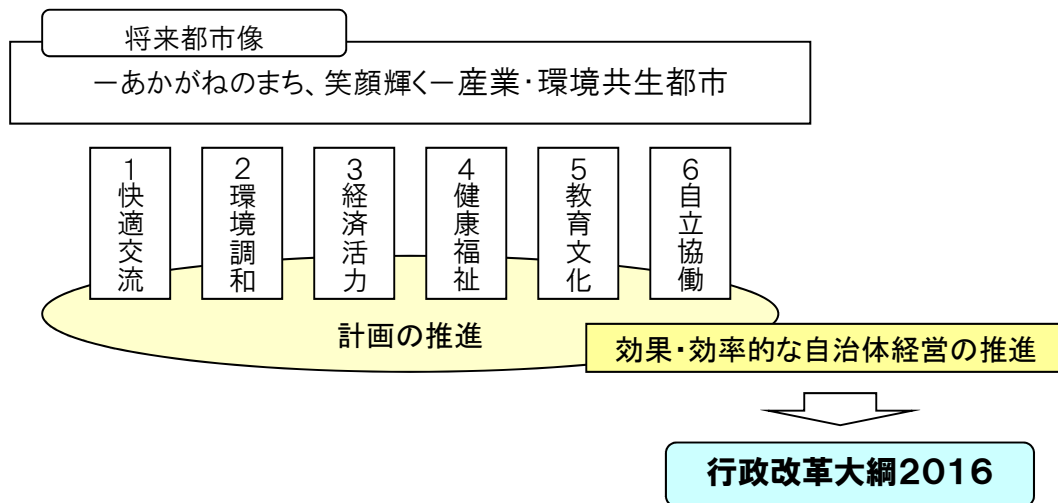
- 昭和60年 「第1次行政改革大綱」策定
- 昭和61年 「第2次行政改革大綱」策定
- 平成6年 「新居浜市行政改革要綱」並びに「新居浜市行政改革実施計画」策定
- 平成10年 「新居浜市行政改革大綱（平成11年度から平成13年度）」策定
- 平成14年 「新居浜市行政改革大綱（平成14年度から平成18年度）」策定
- 平成19年 「新居浜市行政改革大綱 2007（平成19年度から平成22年度）」策定
- 平成23年 「新居浜市行政改革大綱 2011（平成23年度から平成27年度）」策定
- 平成28年 「新居浜市行政改革大綱 2016（平成28年度から平成32年度）」策定

3 新居浜市長期総合計画での位置づけ

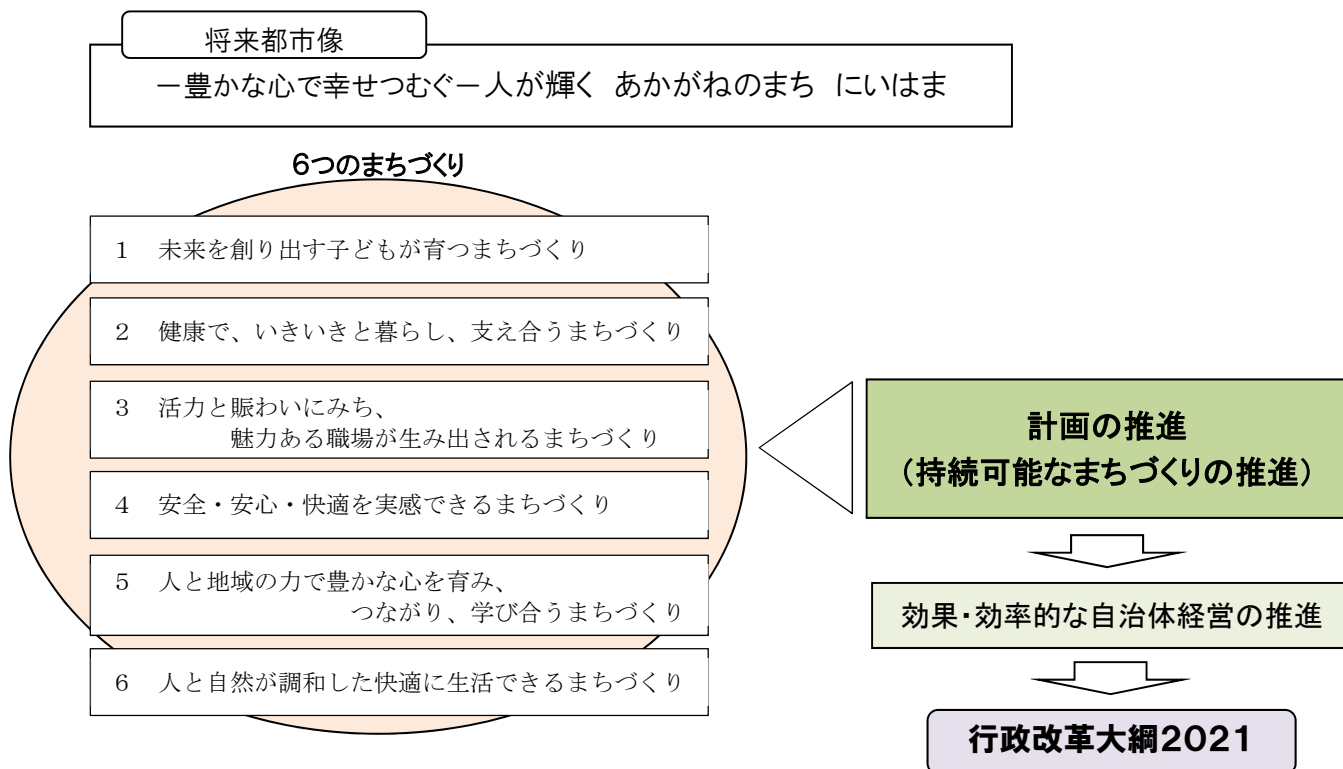
第五次長期総合計画では、将来都市像を「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」とし、この都市像の実現を図るため6つの分野で施策を推進しています。行政改革大綱については、「計画の推進」の施策である「効果・効率的な自治体経営の推進」の中で位置づけられています。

令和3年度を初年度とする第六次長期総合計画においても、行政改革を進めていくことは、重要な取組であるため、7つの柱の一つである「計画の推進（持続可能なまちづくりの推進）」、施策「効果・効率的な自治体経営の推進」に位置付ける予定となっています。

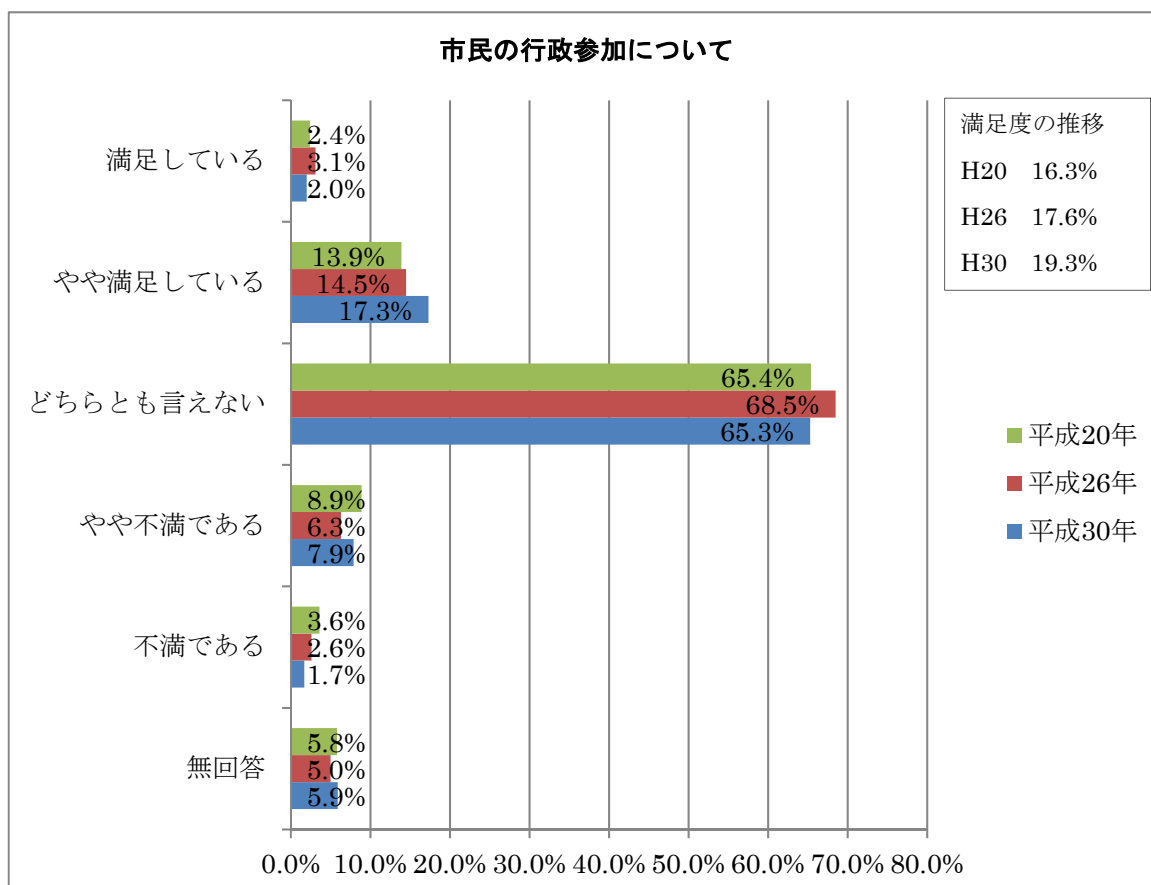
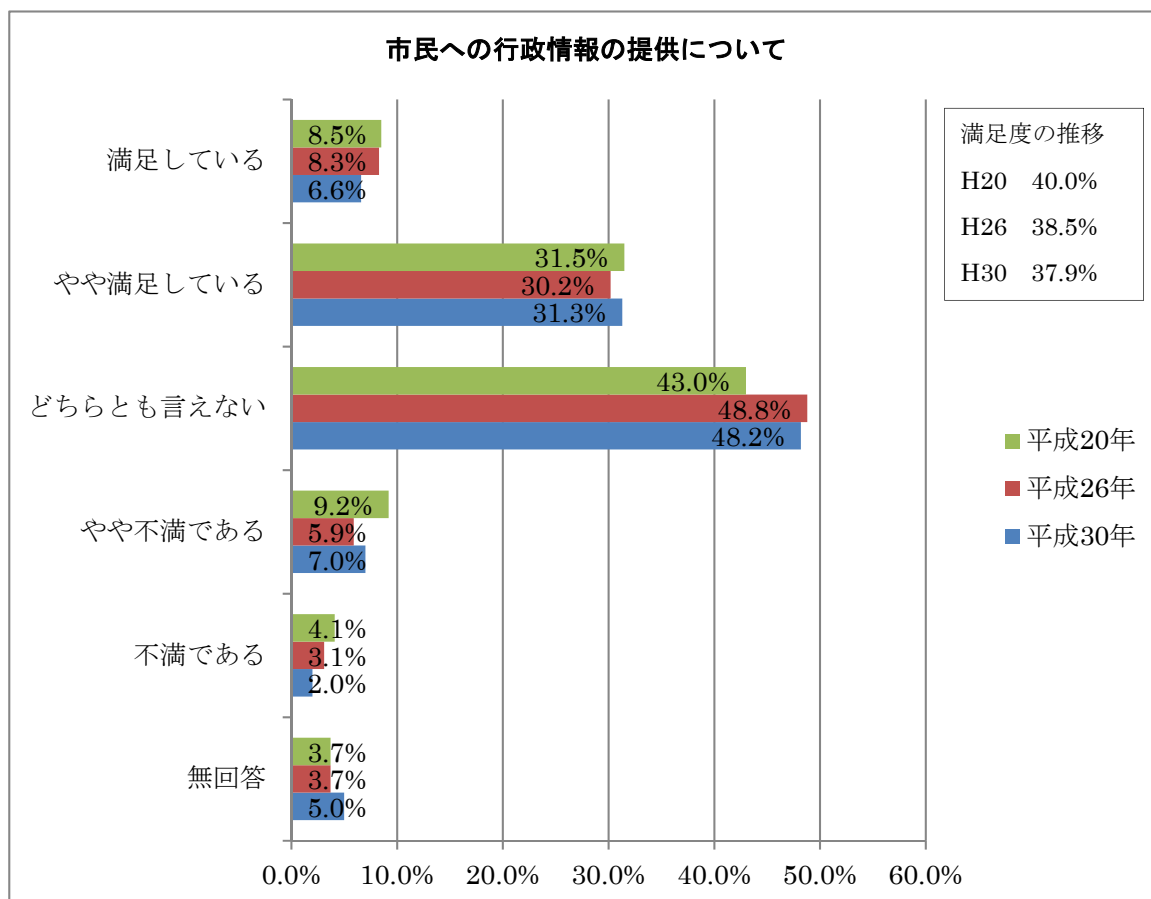
※第五次長期総合計画での位置づけ



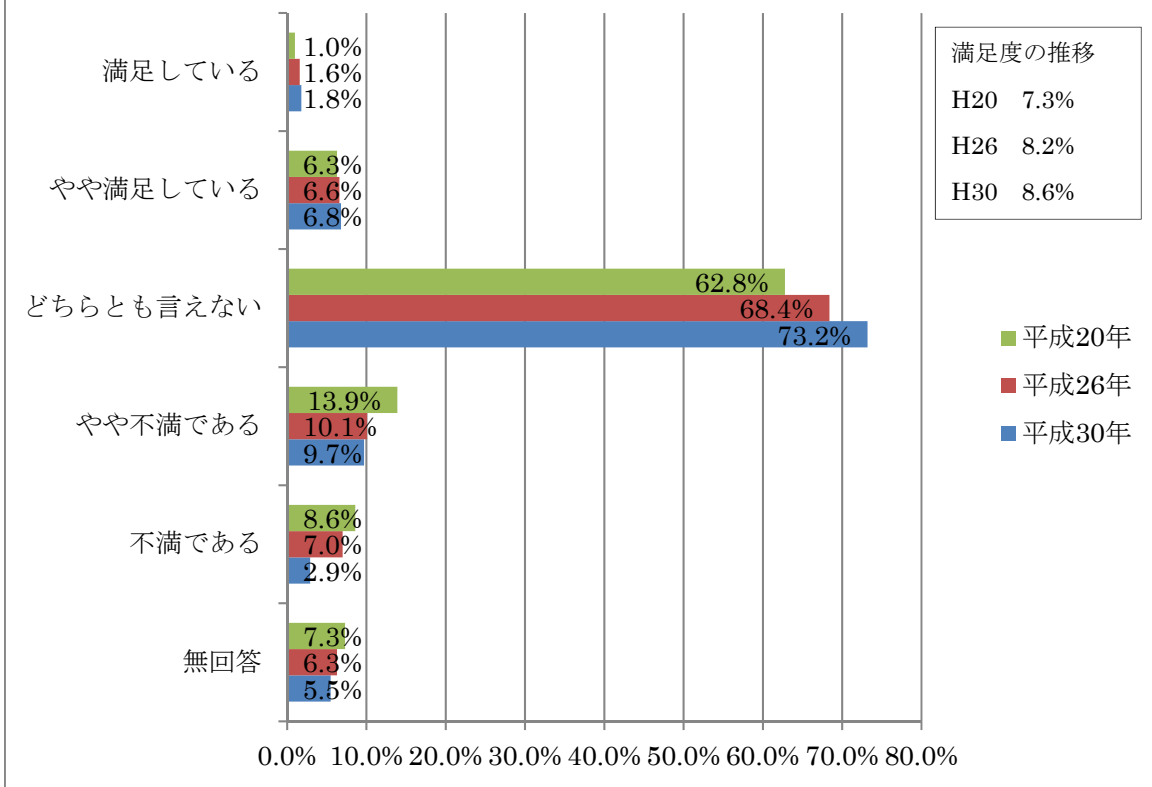
※第六次長期総合計画での位置づけ（予定）



<市民意向調査結果>



効率的な行政運営について



<職員満足度調査結果>

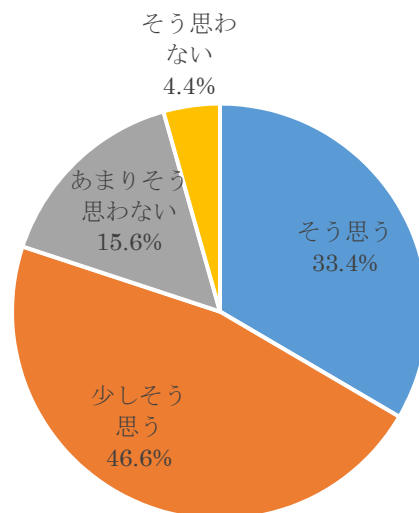
平成26年

回答者数	男性	女性	合計
	220	76	296

Q あなたは仕事にやりがいや意欲を感じますか？

そう思う	少しそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
99	138	46	13

あなたは仕事にやりがいや意欲を感じますか？



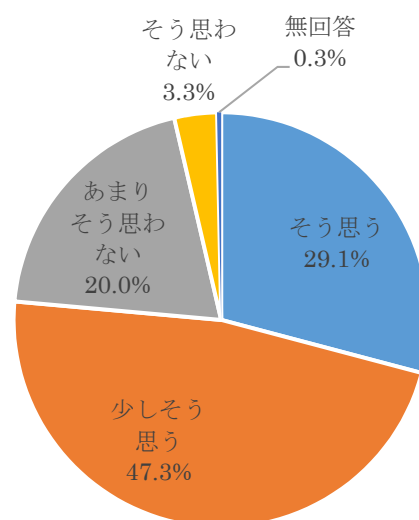
平成30年

回答者数	男性	女性	無回答	合計
	421	205	6	632

Q あなたは仕事にやりがいや意欲を感じますか？

そう思う	少しそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
184	299	126	21	2

あなたは仕事にやりがいや意欲を感じますか？



2 「行政改革大綱2021」の基本的な考え方

「行政改革大綱2021」は、現行政改革大綱での取組を検証したうえで、継続していくべきものは継続・強化するとともに、新たな取組について、実施の検討を行っていきます。

行政改革大綱2021の基本理念

第六次新居浜市長期総合計画では、「～豊かな心で幸せつむぐ～人が輝く あかがねのまち にいはま」を将来都市像として掲げる予定としています。行政改革大綱2021では、長期総合計画の将来都市像を達成するために、市民の方が幸せを実感できるような施策を実施するとともに、満足できる行政サービスを、持続的に提供できる市役所づくりを目指し、以下のとおり、基本理念を定めます。

「市民が心豊かに、幸せを実感できる市役所づくり」

改革の目標

行政改革は、単に歳出削減を目指すだけではなく、限られた財源の中で、市民の方の満足度が高い行政サービスを提供することが重要です。また、年々、職員の確保が難しくなっている中、多様化する市民ニーズに対応していくためには、効果・効率的な組織の確立を図ることはもとより、ICTなど新しい技術の活用や、市民・団体・企業等との協働などをすすめることが必要になってきています。それらを考慮したうえで、次の世代にできるだけ負担を残さず、持続的に自治体運営を行うことのできる基盤づくりを行っていくため、改革の目標を次のとおり定めます。

「持続可能な自治体経営基盤の確立」

改革の柱

「改革から進歩へ」

新しい行政改革大綱では、これまでの改革の取組を継続しつつ、さらに一步前進し、新しいもの・ことを積極的に取り入れていく視点を持った、「進歩」を意識した「3つの柱」に基づいて、整理します。

柱① 行政運営改革

高度化・多様化する市民ニーズに対応するために、新しい技術・考え方を取り入れ業務の最適化を図り、市民目線による行政サービスの向上を目指します。

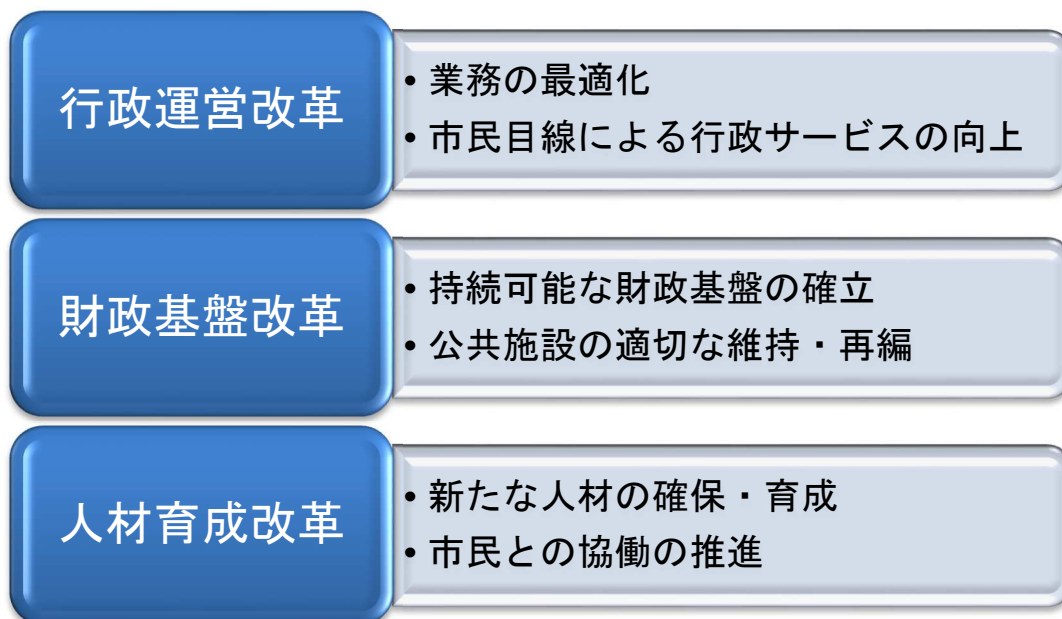
柱② 財政基盤改革

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、将来的に厳しい財政状況が見込まれる中、新たな財源の確保を検討し、持続可能な財政基盤の確立と健全財政の維持を目指します。また、将来人口の推移を考慮した、公共施設の適切な維持・再編を検討し、将来の財政負担の軽減を図

ります。

柱③ 人材育成改革

新たな人材の確保に努めるとともに、新しい考えや、新しいことを積極的に取り入れる、チャレンジ精神にあふれる職員の育成を目指します。また、市民と情報を共有しながら対等な立場でパートナーシップを築き、市民との協働を推進します。



3 「行政改革大綱2021」の計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

第六次長期総合計画の実効性を担保するのが行政改革大綱であることから、令和3年度（2021年度）から第六次長期総合計画の見直しを行う中間年度である令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、計画の目標年次については、令和6年度とし、令和7年度は見直しの年とします。

4 推進プラン（実施計画）の策定方針

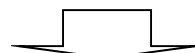
推進プラン（実施計画）の策定にあたっては、実現性のある目標を掲げ、取組内容を実施することにより、どのような効果を見込んでいるのか、実施結果の姿を明確に表すこととします。また、目標とする指標は、可能なものは数値化するなど、市民に分かりやすい効果を表すものとします。

行政改革大綱2016 基本的な方向9項目（実施計画33項目）

- (1) 【権限】の視点（行政運営改革）
 - 地方分権に対応できる組織づくり
 - 地方分権に対応できる行政システムの構築
 - 利用者に配慮した行政サービスの向上
- (2) 【財源】の視点（行政経営改革）
 - 歳入の確保
 - 歳出の削減
 - 効果効率的な執行
- (3) 【人間】の視点（人づくり改革）
 - 職員の意識改革
 - 市民参加・参画の促進
 - 市民との協働の推進



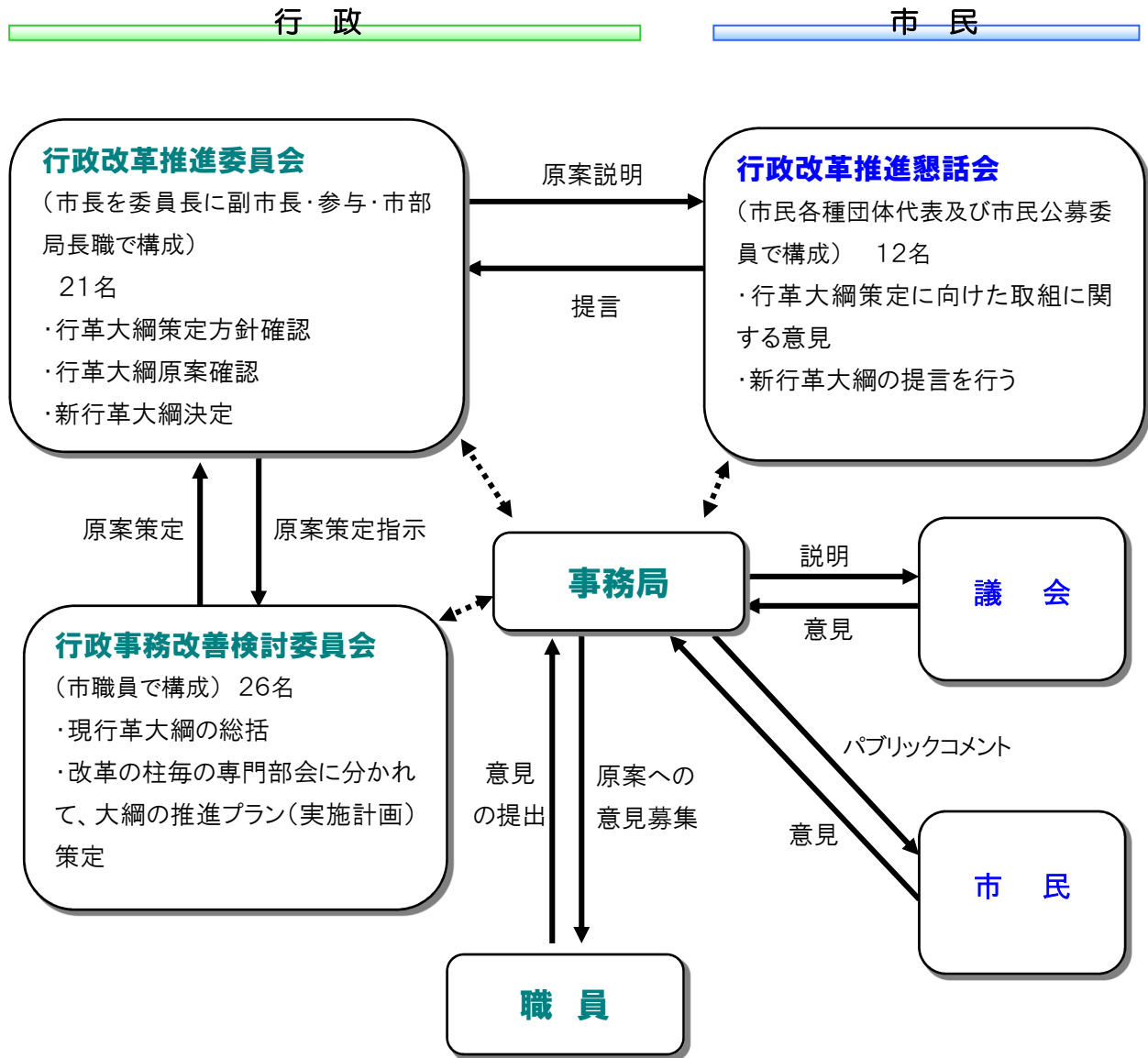
行政改革大綱2016実施計画の実績点検・総括
新たな改革・改善項目の抽出



行政改革大綱2021実施計画の策定

5 策定体制

《 行政改革大綱2021策定ための体制 》



6 策定スケジュール

